

令和5年6月

保護者様

佐久市役所 子育て支援課

## 令和5年度児童館の開館・利用について

児童館は、佐久市内の児童(小学生)が自主的に利用し、自由に遊び、安心・安全に過ごすことができるよう、学校授業日の放課後、土曜日、日曜日、祝日、休業日(計画休業、長期休業)の居場所として運営されています。利用料は、無料です。

児童館には、館長、厚生員、場合によっては代替職員が常駐し、児童の様子を見守ったり遊びや学習に必要な物品の貸与等の要望に応じたりしています。

保護者の皆様には、下記の事項をお読みいただき、利用する児童にとって安心・安全な居場所となるよう、御理解・御協力をお願いします。



### I 開館について

#### 1 開館時間

- ① 学校授業日・・・12:00～19:00  
※場合によっては、下校時刻からの開館もあります。
- ② 土曜日、祝日、休業日(計画休業、長期休業)・・・8:00～18:00  
※学校行事(参観日、運動会等)で午後に開館する場合があるため、土曜日、日曜日に通学区域外の児童館を利用する場合は、その児童館の開館時間を確認してください。
- ③ 年末・年始(12/29～1/3)は休館です。

#### 2 日曜開館

- ① 開館児童館・・・岩村田・中込児童館の2館、自由来館制で利用料は無料です。
- ② 開館時間・・・8:00～18:00
- ③ 岩村田・中込地区以外の児童も利用することができます。送迎は保護者の責任で行うようお願いします。来館者名簿に、保護者名、児童名、住所、緊急連絡先等を記入してください。

#### 3 就学前児童(乳幼児)のための開館

- ① 学校授業日の午前中・・・10:00～12:00
- ② 開館する児童館・・・岩村田・野沢・泉・平根・佐久平浅間児童館の5館  
ただし、学校休業日は児童向けの開館となるため、就学前児童(乳幼児)への開放は行いません。
- ③ 保護者・就学前児童(乳幼児)の交流・情報交換の場とすることを目的とします。簡単な遊具は、児童館の物を利用することができます。
- ④ 下越児童館を除く全児童館で就学前児童(乳幼児)向けの「子育てサロン」を定期的実施しています。実施時間・・・9:30～11:30

### II 利用について

#### 1 利用することができる児童

- ① 佐久市に住所を有する児童  
原則として居住地にある児童館を利用しますが、保護者の就労の事情等、特別な理由がある場合は、他の児童館を利用することができます。その場合は、別紙に必要事項を記入の上、利用を希望する館に提出してください(日曜開館は除く。別紙は各児童館に用意)。
- ② 長期休業等で佐久市に帰省している他市町村の児童が利用する場合は、当該児童保護者が子育て支援課に相談することになっています。ただし、長期休業における短期受け入れを当該学校長が許可した児童については、佐久市在住児童に準じて利用することができます。この場合、学校より児童館に連絡があります。

## 2 児童館条例施行規則第6条に基づき、利用する者が守らなければならない事項

- ① 建物、設備、器具等を損傷してはいけません。
- ② 同規則第7条において上記①項に違反する時は、児童館利用の停止を求める場合があります。また、第8条において故意に施設等を損傷させた場合は、その損害を賠償する責任が生じます。
- ③ 館生活の秩序の維持に関しては、館長の指示に従ってください。

## 3 児童館で守らなければならないルール等

- ① 狭い児童館で大勢の児童が利用するため、危険がないよう児童館ごとに最低限のルールが定められておりますので、遵守してください。4月の児童館便りで基本的な約束事項を伝え、以後館長・厚生員が随時確認します。
- ② 遊び道具は児童館に用意してあるものを使い、原則として家から持ち込まないでください。

## 4 来館時の記名、持ち物の整理整頓・記名等

- ① 自由来館制ですが、その日の来館時に、所定の用紙に記入をして受付となります。所定の用紙に、名前、学年、組、来館時刻を記入してください。
- ② 靴、かばん等の持ち物は、所定の場所に、自分で整理して置いてください。
- ③ 個人の持ち物には、必ず記名をしてください。

## 5 使った物の後片付け、使った場所の清掃等

- ① 使った物、使った場所の後片付け、整理整頓をきちんと行います。
- ② 清掃は、児童が分担して行います。細かい時間、場所、清掃の仕方等については、児童館毎に決められていますので、説明を受けてください。

## 6 帰宅時に守らなければならない事項

- ① 自分で帰宅する時も、保護者の迎えで帰宅する時も、児童が来館者名簿に退館時刻を記入してください。
- ② 自分で歩いて帰宅する場合は、学校の通学路に従います。なお、児童の安全のため、退館時刻が日没時刻によって変わりますので、職員に確かめてください。
- ③ 児童館から塾、習い事等へ行く場合は、保護者が事前に館長に連絡してください。当日は、保護者が了解していることを、児童が職員に伝えてから退館するようにしてください。

## 7 電話の使用(令和5年4月1日から適用)

- ① 児童館の電話を児童が私用で利用することは原則として認めません。
- ② 児童館の管理運営や児童の安全確保のため、児童館利用児童から保護者へ連絡を取る必要が生じた場合には、児童館職員を通じて保護者へ連絡を取り、電話使用料は徴収しません。

## 8 保護者の方に守っていただきたい事項

- ① 家族確認、情報交換のため、退館時における児童の受け取りは、保護者が玄関にて職員と直接行ってください。
- ② 休業日における児童館利用の行き帰りは、保護者の責任で行ってください。
- ③ 児童の送迎等で来館する時は、児童名、用向きを職員に教えてください。
- ④ 車で送迎する際は、絶対に路上駐停車をしないでください。駐車場利用の仕方について、事前に、職員からの説明を受けてください。

- ⑤ やむを得ず、閉館時刻までに迎えが間に合わない場合は、できるだけ早く、児童館へ電話等で一報を入れてください。無断で遅れることがないようにしてください。

## 9 家庭児童相談員(館長が兼務)への相談受付

- ① 家庭や学校における児童の養育、教育等のことでお困りの際は、お気軽に相談してください。
- ② 相談受付時間・・・13:00～16:00  ただし、家庭児童相談員(館長)が勤務している時間に限ります。
- ③ 相談方法については、来館、電話のどちらでも構いません。

## 10 感染症[インフルエンザ、新型コロナウイルス、流行性耳下腺炎(おたふく風邪)、ノロウイルス等]における児童館利用等

- ① 学校における出席停止期間に準じ、児童館を利用することができません。
- ② 感染症に伴う学級閉鎖の措置が取られた場合、り患の有無に拘わらず、当該学級の児童は、児童館を利用することができません。また、授業を早目に切り上げて下校する場合も同様となります。
- ③ 利用再開に伴う手続きについて
- ・授業日においては、学校への登校再開をもって児童館を利用することができます。
  - ・土曜日、日曜日、祝日、休業日においては、保護者が館長へ利用再開の旨を連絡してください。

## 11 自然災害等における児童館利用等

- ① 学校が臨時休校となった場合、児童館も休館となります。
- ② 児童が下校直前、雷雨等で帰宅困難が生じた場合、学校対応により下校した後、児童館に来た場合は保護者への引き渡しを行います。

## 12 傷病等における児童館利用等

- ① 学校で体調を崩した場合、学校で対応するよう依頼しています。児童館では受け入れをしませんので、御承知おさください。
- ② 児童館において体調を崩したり怪我をしたりした場合、至急保護者へ連絡し、引き取りを依頼する場合があります。
- ③ 児童館における怪我については、団体保険が適用されます。この場合、館長が保険会社と初期の手続きを行います。その後、保険会社からの問い合わせに応じ、保護者が所定の書類を用意し、対応してください。ただし、児童の意思で児童館外に出て怪我をした場合は適用されませんので、御承知ください。

児童館を利用したい場合は、別紙に必要事項を記入の上、提出してください。  
 ただし、日曜日に利用する際は、提出する必要はありません。  
 提出方法、提出先等詳細については、別紙を確認してください。  
 ※別紙は各児童館に用意してあります。

予め児童の利用予定を把握するため、各児童館独自に作成した「児童館利用予定表」を提出いただいています。詳細は、利用する児童館の館長にお問い合わせください。